

## 商標

商標は多くのビジネスの基礎であり、ブランド価値の構築と保護に不可欠です。このような重要な資産を保護するためには、常に警戒し続け、世界規模での取り組みを実施する必要があります。Jenner & Blockは、Chambers USAから商標、著作権および営業秘密の分野でリーダーとして認められており、クライアントの皆様が商標を保護し、世界中でブランドの価値を維持・最大化し、権利侵害、営業秘密の不正利用、トレードドレス、虚偽広告、不正競争について主張・防御するにあたり、卓越したリーガルサポートを提供しています。

### 業界を超え、企業のライフサイクルを通じたアドバイス

当事務所は、エンターテインメントから食品・飲料、テクノロジービジネスに至るまであらゆる領域で多様な業界のクライアント企業を代理しています。クライアント企業の中には、グローバル企業、老舗企業、ベンチャー企業、大麻やメタバースなどの新興産業の企業が含まれます。クライアントの皆様のブランドは、継続的な成長、信用、成功に不可欠な重要な資産です。当事務所では、クライアントの皆様がポートフォリオの開発と管理に関する戦略を立て、ブランドに関連するあらゆる種類の問題や紛争を解決するにあたりサポートしています。また、トレードドレスの問題や、ランサム法や関連する州法の下で発生する広告キャンペーンについても豊富な経験を有します。

さらに、当事務所は、米国での商標出願と出願手続での紛争における代理、UDRP手続における代理、ブランド強化プログラムやソーシャルメディアポリシー・プラクティスの考案とサポート、権利行使可能性や権利侵害に関する意見の発行、デューデリジェンスの実施なども行っています。

### 裁判において試行錯誤を重ねたチーム

当事務所の訴訟弁護士は、連邦裁判所における訴訟のあらゆる局面で経験を積んでおり、陪審裁判での卓越した成功で知られています。裁判になることが予想される案件の場合、または、仮処分審尋が間近に迫っている場合、当事務所は頼れる存在になります。当事務所は、非陪審裁判、陪審員裁判、一方的差押え、商標審判部における当事者間手続などにおいて、勝訴してきました。さらに、商標権侵害に対する憲法修正第1条の抗弁を利用した一連の著名な事件でも勝訴を収めています。

### 最先端分野における変革のサポート

当事務所では、新しい技術、プラットフォーム、機会、それに伴うリスクによって業界やビジネスが変化する中、業界の大手企業から新興企業など様々なクライアント企業にアドバイスを提供しています。常に最先端を走り、ニューメディア、バーチャルリアリティ、暗号通貨、ブロックチェーンに関わる侵害訴訟を扱ってきたほか、新興技術、メタバース、NFTの商標問題についてもアドバイスを提供しています。

当事務所チームは、技術に精通しており、効率的かつ創造的な方法で、クライアントの皆様のビジネスおよび法的目標を達成するよう最善を尽くしています。業界のリーダーから新興の技術やプラットフォームに至るまで、商標、広告、不正競争の弁護士が、未来を形成するブランドの保護をサポートします。

## 実績

- Diageo North America, Inc. v. Deutsch Family Wine & Spirits: 世界最大の蒸留酒企業であるDiageo North America, Inc.社を代理して、被告が復刻版ウイスキーボトルのマーケティングを通じてDiageo社の人気商品であるブレットウイスキーボトルのトレードドレスを侵害したとして提訴した裁判で、陪審裁判による勝利を獲得した案件。裁判所はその後、Diageo社の終局的差止請求も認めました。
- MGFB Properties, Inc., et al. v. Viacom et al.: MTVのリアリティショー「MTV Floribama Shore」のタイトルをめぐる1億ドルの商標紛争において、Paramount Global社（別名ViacomCBS社）を代理して完全勝利を獲得した案件。「Flora Bama Lounge, Package and Oyster Bar」のオーナーである原告は、連邦法および州法上の商標侵害を主張して、MTVがタイトルに「Floribama」という言葉を利用することを阻止するための差止めを求めてViacomCBS社を提訴しました。数年にわたる訴訟の末、裁判官は、ViacomCBSがその表現物に「MTV Floribama Shore」というタイトルを付ける憲法修正第1条の権利が、ランハム法に基づく原告の権利に優先すると判断し、ViacomCBSを勝訴させる内容の略式判決を出して、訴訟を全面的に棄却しました。
- Warner Bros. Entm't v. Random Tuesday, Inc.: 映画およびテレビスタジオのワーナー・ブラザーズ社を代理し、ワーナー・ブラザーズ社のハリー・ポッターやギルモア・ガールズの商標および著作権のある画像を商号、ウェブサイト、マーケティング資料、商品販売に無許可で使用した「バーチャルランニングクラブ」運営会社に対し、商標権侵害、著作権侵害および商標権の希釈化を訴えた訴訟を提起し、終局的な差止命令を得た案件。
- Hetronic International v. Hetronic Germany, et al.: オクラホマ州西部連邦地方裁判所における産業用無線リモコンの製品名およびトレードドレスに関する訴訟で、1億1400万ドルの陪審員評決を獲得した案件。損害賠償額には、商標およびトレードドレスの侵害に対する不当利得の返還金9000万ドルが含まれており、ランハム法に基づく過去最大の賠償額の1つとなっています。その後、連邦地方裁判所は被告に対して全世界的な差止命令を出し、米国第10巡回区連邦控訴裁判所は、第一審による評決と差止命令を維持しました。
- Akeem Daniels v. FanDuel Inc, et al.: NCAAの元スポーツ選手の名前と肖像を無断で使用して利益を得ているとして、デイリー・ファンタジー・スポーツ事業者を訴える注目度の高いクラスアクションにおいて、インディアナ州最高裁判所にてFanDuel社の勝訴を獲得した案件。この注目の訴訟は、インディアナ州のパブリシティ法における「報道価値」の例外の範囲に関する問題を扱

い、ファンタジースポーツ事業者だけでなく、急成長中のスポーツベッティング業界にも大きな影響を与えるものでした。

## 共同代表



**Susan Kohlmann**

共同代表

skohlmann@jenner.com

+1 212 891 1690



**Gianni P. Servodidio**

共同代表

gservodidio@jenner.com

+1 212 891 1620

## 関連分野

Cannabis

Consumer Brands

Copyright

Hedge, Investment, and Private Equity Funds

Sports and Gaming

コンテンツ、メディア、エンターテインメント

デジタルアセット

商事訴訟

控訴・上告審

食品・飲料